

「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」について

新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷や風評被害、また、SNS等による感染者等の特定といった被害が和歌山県内でも発生しています。

このような状況を踏まえ、本県では、誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指し、令和2年12月24日から「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を施行しています。

◇誹謗中傷等の禁止

インターネットへの投稿や発言、落書きなどあらゆる方法により、

- ・新型コロナウイルスに感染したこと、又はそのおそれがあること
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じていないことを理由に、その内容が事実か否かに関係なく、誹謗中傷を行ったり、不当に名誉を毀損したり、本人の同意を得ることなく公表されてない情報を不当に公表したりする行為を行ってはなりません。

◇県の取組

- ・インターネット上の誹謗中傷等の書き込みなど、誹謗中傷等の実態を把握します。
- ・新型コロナウイルス感染症についての理解を深め、正しい認識を持っていただくための教育及び啓発を行います。
- ・誹謗中傷等にあわれた方からの相談に応じます。
- ・市町村と連携し、誹謗中傷等を行った人に対して、誹謗中傷等を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導します。また、これに従わない場合には、勧告を行います。

☑チェック

- ・県民の皆さんは、不確かな情報や根拠のない噂に惑わされることなく、県や市町村などの正しい情報に基づき、人権に配慮した行動をお願いします。
- ・事業者の皆さんは、自社の従業員が誹謗中傷等を行わないための研修などをお願いします。
- ・行政が行う講演会や研修会、啓発活動に積極的に参加をお願いします。

コロナ差別相談ダイヤル（県人権政策課）

一人で悩まずご相談ください。

月～金（祝日・年末年始除く）9：00～17：45

☎：073-441-2563

FAX：073-453-4540

※（公財）和歌山人権啓発センターや

各振興局総務県民課においてもご相談できます。

〈お問い合わせ〉

○条例について

県人権政策課

☎：073-441-2561

○チェックリストについて

県人権施策推進課

☎：073-441-2566

